

指定内容に変更が生じる場合

名古屋鉄道株式会社

指定内容に変更が生じる場合は、下記に記載した該当する項目の学校指定変更願を整備し、弊社学校指定担当までお送りください。

監督官庁からの変更届受理書がまだお手元に届いていない場合は、監督官庁へ提出した変更届の写しをご提出ください。（変更届受理書の写しは、監督官庁から受領後、速やかに学校指定担当宛にお送りください。）

記

1 校名・部科名・所在地及びもより駅（停留所）等の「名称」に変更が生じる場合

- (1) 学校指定変更願（様式参照）
- (2) 監督官庁からの変更届受理書の写し
- (3) 新学則（全文記載）※監督庁に届出済みのもの
- (4) 学則の新旧対照表

2 学則の変更により既指定部科の「内容」に変更が生じる場合

- (1) 学校指定変更願（様式参照）
- (2) 監督官庁からの変更届受理書の写し
- (3) 新学則（全文記載）※監督庁に届出済みのもの
- (4) 学則の新旧対照表
- (5) 学校調査表

※「内容の変更」とは下記に掲げる事項等に変更が生じる場合をいいます。

- 1 修業年限・学年・学期及び授業を行わない日に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 教育課程及び課程終了の認定に関する事項
- 4 収容人員(部科別・学期別)及び教職員の組織に関する事項
- 5 入学・退学・転学・休学及び卒業等に関する事項

3 指定部科の「追加指定」を受けようとする場合

- (1) 学校指定変更願（様式参照）
- (2) 監督官庁からの変更届受理書の写し
- (3) 新学則（全文記載）※監督庁に届出済みのもの
- (4) 学則の新旧対照表
- (5) 部科別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類
- (6) 1週間に行なう部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類
- (7) 名古屋鉄道株式会社の利用状況を記載した書類
- (8) 学校所在地もより駅から学校までの略図
- (9) 学校調査表

以上

